

法規改正について

(1) ECE規則の国内採択

日本は、自動車部品に係わる安全基準の国際調和及び認証の相互承認の推進を目的に、1998年以降順次ECE規則の採択を進めてきました。2010年11月時点で、ランプ類に関してはライセンスプレートランプ、二輪車用ランプを除く全てのランプに係わるECE規則を採択し、以下のスケジュールで該当するECE規則への適合が義務付けとなりました。

※ECE規則への適合とは、ECE部品認証（通称：マルE）を取得するか、認証を取得していない製品については、ECE規則の性能要件を満たしている事の証明データ（TRIASデータ）を作成し、車両認証にてランプ性能の確認を実施する事を意味します。（本カタログに掲載の商品で、ECE部品認証取得品又は適合品には、その旨記載しております。）

① 対象製品

ECEの性能要件への適合（ECE部品認証の取得又はTRIAS対応）が必要

ランプ機能	対象車両	適用時期	カタログ掲載ページ
ヘッドランプ	11人乗り以上の乗用車 及び大型特殊自動車	対象外	29
	上記以外の車両	2014年10月1日以降の生産車に装着されるランプ	
フロントフォグ	全車両	2006年1月1日以降の生産車に装着されるランプ	—
リフレックスリフレクター	全車両	2006年1月1日以降の生産車に装着される反射器	46
フロントターン	全車両	2006年1月1日以降の生産車に装着されるランプ	—
リアターン	全車両	2006年1月1日以降の生産車に装着されるランプ	43
サイドターン	全車両	2006年1月1日以降の生産車に装着されるランプ	—
フロントポジション	全車両	2006年1月1日以降の生産車に装着されるランプ	—
テール・ストップ			43
ハイマウントストップランプ	9人乗り以下の乗用車及び 3.5t以下のバン型の貨物車		—
エンドアウトライン マーカーランプ （上部端灯＝車高灯）	大型車 （任意装着）	2006年1月1日以降の生産車に装着されるランプ	45
バックランプ	全車両	2006年1月1日以降の生産車に装着されるランプ	44
リアフォグ（任意装着）	全車両	2006年1月1日以降の生産車に装着されるランプ	40
ヘッドランプクリーナー（任意装着）	全車両	2006年1月1日以降の生産車に装着されるクリーナー	—
サイドマーカー （但し、乗用車は任意装着）	全車両	2006年1月1日以降の生産車に装着されるランプ	—
コーナリングランプ	9人乗り以下の乗用車及び 3.5t以下の貨物車	2009年4月1日以降の生産車に装着されるランプ	—
	上記以外の車両	2015年4月1日以降の生産車に装着されるランプ	—
大型後部反射器	大型車	2011年9月1日以降の生産車に装着される反射器	52～56

② 対象外の製品

ランプ機能	対象車両	適用時期	カタログ掲載ページ
ライセンスプレート ランプ	全車両	国内と欧州でプレートサイズが異なるため、 日本はECE規則を採用しない。対象外。	—
中間サイドターン	大型車	国内独自ランプであり対象外。	47
路肩灯	大型車	国内独自ランプであり対象外。	47
ワーキングランプ	大型車	国内独自ランプであり対象外。	49

③ 今後対象となる製品

ランプ機能	対象車両	適用時期	カタログ掲載ページ
二輪ヘッドランプ	二輪	未定	—
二輪標識灯	二輪	未定	—

※フォークリフト等の特殊自動車も同様となります。

(2) ECE R26 外部突起要件対応

- ・自動車と人との衝突や接触の際に人が負傷する危険性及び負傷の程度を軽減する事を目的として、2001年6月に保安基準及び関連基準が欧州ECE規則 第26号 (ECE R26) と調和する形で改正されました。
- ・これに伴い、2009年1月1日以降の生産車 (9人乗り以下の乗用車に限る) に弊社製品を取り付ける際には、所定の取付要件を満足させる必要がありますのでご注意ください。
- ・弊社製品別の対応は、以下の通りとなります。

※LEDフォグランプ・LEDディザインビームにつきましては、各製品ページに記載された取付位置の指定に従ってお取り付け下さい。

製品	ECE R26 外部突起要件対応	カタログ記載ページ
ヘッドランプユニット	対応済	29
LEDフォグランプ	対応済 (取付位置指定あり)	33
LEDディザインビーム	対応済 (取付位置指定あり)	34
リアコンビネーションランプ	対象外 (トラック・トレーラー・産業車両用)	43
バックアップランプ	対象外 (トラック・産業車両用)	44
車高灯	対象外 (トラック・産業車両用)	45
リフレックスリフレクター	対象外 (トラック・バス・トレーラー・産業車両用)	46
中間サイドターンシグナルランプ	対象外 (トラック・バス・産業車両用)	47
路肩灯	対象外 (トラック・産業車両用)	47
プラグソケット	対象外 (トラック・トレーラー・産業車両用)	48
ワーキングランプ	対象外 (トラック・産業車両用)	49
LEDシグナルランプ	対応済	50
LEDレッドランプ	対応済	50
大型後部反射器	対象外 (トラック・産業車両用)	52～56

※2010年3月29日交付、2010年4月1日施行の『道路運送車両の保安基準の細目を定める告示』の一部改正により、ECE R26に基づく外部突起要件は、2017年3月31日までの間はその適用を猶予できることとされました。
(猶予を受けた自動車は、2017年3月31日までに外部突起要件へ適合させる必要があります。)

(3) その他

- ・RV SUPER DRIVING BEAM、リアフォグランプ等、「競技車専用」と記載のあるランプは、モータースポーツでの使用を目的とした商品であり、一般公道での使用は出来ません。
- ・フロントターンシグナルランプ、リフレックスリフレクター (110タイプ)、サイド・マー君は、2006年1月1日以前の生産車の補修用としてのみご使用頂けます。